

肝炎対策を求める意見書

本年 6 月、最高裁判所は予防接種による B 型肝炎ウイルス感染被害について、国の賠償責任を認める判決を下した。また、同月、大阪地方裁判所において、血液製剤による C 型肝炎ウイルス感染被害について、国と製薬会社の責任を認める判決を下している。

B 型肝炎訴訟判決においては、集団予防接種がウイルス感染を生じる危険性があることについて知見があったにもかかわらず、国が漫然と放置したことを、また C 型肝炎訴訟判決では、国の医薬品行政の対応の遅れと判断の誤りを指摘しており、これらが原因で被害が拡大し、被害者は過酷な状態に置かれているのである。

わが国においては、B 型・C 型肝炎感染者が数百万人いると言われており、早急に被害者の救済及び感染者の症状悪化防止等の対策を講じることが必要である。

よって、国会及び政府においては、下記のとおり肝炎対策を実現するために必要な施策を早急に行うよう強く要望する。

記

- 1 早期発見、早期治療のためのウイルス検査体制の拡充と検査費用の負担軽減を行うこと。
- 2 ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
- 3 ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。
- 4 肝炎に対する偏見・差別を取り除くため、正しい知識の普及・啓発を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 18 年（2006 年）10 月 26 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
厚生労働大臣

（提出者）全議員